

化学肥料低減定着支援事業の御案内

北海道は、国の「重点支援地方交付金」を活用し、化学肥料等生産資材の価格高騰対策の一環として、化学肥料の低減に向けた「地域の取組」を支援する「化学肥料低減定着支援事業」を実施します。本町における取組内容については、以下のとおりです

詳しくは、別紙「地域計画書【取組個票】」を御覧ください

本町の取組内容

- ① 土壌分析の推進支援(土壌診断費用の1/2以内)
- ② 堆肥等の新規購入支援(5,000円以内/10a 1ha分)
- ③ 堆肥等の運送及び散布支援(4,000円以内/10a)
- ④ 緑肥種子の新規購入支援(対象種子の1/2以内 1ha分)

※ 申請額が予算額に達した場合は、取組面積の応じて案分いたします。

**北海道への実績報告期限の関係から、各取組内容ともに、令和8
対象 (2026)年4月1日から令和9(2027)年1月末日までのサー
ビス利用料、納品の終了したものを対象とさせていただきます。**

申請の方法

支援金の申請は、別紙「取組個票」に記載されているサービス提供事業者や地域の農業者が加入する農業協同組合が、サービスの顧客リスト、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書）等を添えて、令和9年1月末日までに芽室町農業再生協議会に行ってください。

申請を行う（検討している）サービス提供事業者は、令和8年12月末日までに、芽室町農業再生協議会に事前に御相談ください。（必須）

支援金の流れ

北海道  芽室町農業再生協議会  農協・事業者  農業者等

芽室町農業再生協議会（事務局：農林課農林企画係）

TEL 62-9725 Mail n-kikaku@memuro.net